

(社会保険労務士法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる。

- 一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。
- 二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

【事業の名称】 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業

【現行制度の概要】

労働基準法第6条は、法律に基づいて許される場合のほか、業として中間搾取を行うことを禁止し、労働者保護を図っています。

他方、社会保険労務士は、労働契約の締結等を代理することはできないこととなっています。

以上から、労働関係法令や労務管理等に専門的な知識及び経験を有する社会保険労務士であっても、労働者及び求職者を代理して労働契約の締結等を行い、報酬を得ることは、労働基準法第6条違反となります。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

（社会保険労務士の業務）

第二条 社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

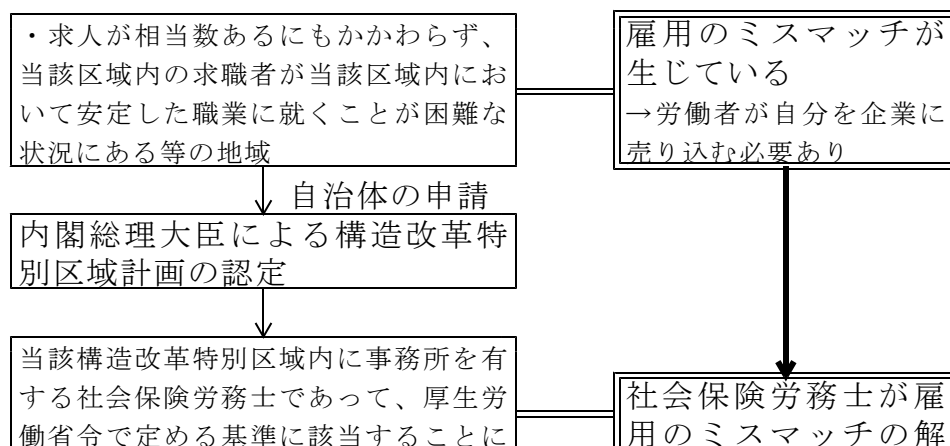
- 一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録で

- あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。以下同じ。)を作成すること。
- 一の二 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。
 - 一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。
 - 一の四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんの手続及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十八条第一項の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。
 - 一の五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第一条に規定する個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）をいう。以下単に「個別労働関係紛争」という。）に関するあつせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。
 - 一の六 個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百六十八条第一項に定める額を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下この条において同じ。）であつて、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。
 - 二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。
 - 三 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

2～4 （略）

【特例措置の内容】

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、社会保険労務士が労働契約の締結、変更及び解除（以下「労働契約の締結等」という。）の代理を業として行うことを認めることとしています。



ついて都道府県労働局長の認定を受けたものに、労働契約の締結、変更及び解除に係る求職者又は労働者の代理業務を認める

消に貢献

【趣旨】

相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ないような地域においては、就職のミスマッチが起こっているものと考えられますが、このような地域の求職者又は労働者の代理人として社会保険労務士が労働契約の締結等を行うことにより、安定した職業に就かせるための対策を行うことは、当該地域の雇用を安定させるとともに、当該地域の活性化にも資するものとなります。

このため、社会保険労務士法の特例を設けるものです。

【説明】

- 1 「当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたもの」

特例の対象となる社会保険労務士については、特区内に事務所を有する社会保険労務士に限定することとし、厚生労働省令で定める要件に該当することについて、当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けることとするものです。

〔厚生労働省令で定める要件〕

厚生労働省令で定める要件としては、①開業後3年以上を経過していること、②懲戒処分を受けたことがないこととしています。

- 2 「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除（別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。）について当該求職者又は労働者の代理（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。）をすることを業とすることができる」

特区において、社会保険労務士が労働契約の締結等の代理を業として行うことを認めるものです。

具体的には、中間搾取の排除に係る労働基準法第6条に違反することとならないよう、社会保険労務士法第2条の社会保険労務士の業務の特例を設けるものです。

- 3 「一 当該構造改革特別区域内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該構造改革特別区域内の求職者が当該構造改革特別区域内において安定し

た職業に就くことが困難な状況にあること。」

「二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。」

特区の要件として、相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者が少なく、就職のミスマッチが生じており、そのような状況が一定期間継続していることを定めるものです。

〔厚生労働省令で定める状態〕

具体的には、認定を受けようとする特区における求職者の数に対する求人の数の比率、求人の充足率（求人の数に占める求職者が当該求人を充足した数の割合をいう。）、就職者の数又は就業者の数その他の最近の雇用の状況に関する指標が他の地域における当該指標に比較して低位にあることにより、当該特区が構造改革特別区域法第32条第1項第1号に規定する状況であると認められ、かつ、当該状況の急激な変化が認められない状態としています。

2 前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項」とする。

【説明】

社会保険労務士法において、社会保険労務士の行う業に着目した規定が設けられていることから、第1項の規定により都道府県労働局長の認定を受け、労働契約の締結等の代理の業務を行うことができる社会保険労務士について、必要な読替えを行うものです。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（読替え前）

（事務所）

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）

は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

（読替え後）

（事務所）

第十八条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）は、その業務を行うための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 社会保険労務士法人の社員は、第二条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条第一項に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

3 第一項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、当該認定に係る社会保険労務士が同項に規定する厚生労働省令で定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【説明】

第1項の規定による認定を行った都道府県労働局長は、特例の対象となる社会保険労務士が、厚生労働省令で定める要件に該当しなくなった場合、認定を取り消すことができることを定めたものです。